

和歌山工業高等専門学校における意見箱の運用方針

制 定 令和6年11月1日

一部改正 令和8年2月17日

(目的)

第1条 和歌山工業高等専門学校（以下、「本校」という）は、本校の学生、保護者及び本校教職員（以下、「投書者」という。）からの本校への意見・要望をくみ取り、課題・問題点等を早期に把握し、その改善に資することを目的として、「意見箱」を開設する。

(投書)

第2条 投書は、以下に定める方法により行うものとする。

- 一 学生にあつては氏名、学籍番号、保護者にあつては本人氏名のほか学生の氏名、学籍番号、教職員にあつては氏名を明記し、本校 HP 等に掲載する意見箱 Form または本館正面玄関 BOX へ送信（投書）することとする。
- 二 本文内に、「公開の可否の別」を必ず明記することとする。
- 三 Form の投書本文に学外のサイトの URL を貼り付けるなどの行為は行わないこととする。

(禁止行為)

第3条 投書を行うにあたり、以下に定める事項に該当する内容を投書してはならない。また、以下の事項に該当し、またはそのおそれのある投書に対しては、本校は回答を行わない。

- 一 法律、法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの
- 二 特定の個人・団体等を誹謗、中傷し、または名誉もしくは信用を傷つけるもの
- 三 学生や教職員のプライバシーに関するもの
- 四 政治活動、選挙運動、宗教活動に関連するもの
- 五 営利目的またはこれらに類似する内容を目的とするもの
- 六 本校または第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害するもの
- 七 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- 八 公序良俗に反するもの
- 九 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- 十 第三者になりすまして投書したもの
- 十一 わいせつな表現などを含む不適切なもの
- 十二 その他本校が不適切と判断した内容を含むもの

(投書への回答)

第4条 投書された意見・要望は総務課総務・企画係が開封し、投書内容を所掌する長と相談の上、投書者に回答する。

2 第2条に該当しない場合および第3条に定める場合を含み、投書された内容すべてに本校が回

答することを保証するものではない。

- 3 投書された内容によっては、回答に時間がかかることがある。この場合、投書者にその旨を伝えることとする。

(投書された意見・要望・回答の公開)

第5条 投書された意見・要望及び本校からの回答について、第2条第二号により公開可とされたものは、所管の長と協議のうえ、意見箱サイト上で公開し、広く周知することができる。

- 2 意見箱サイト上での公開に当たっては、投書者の氏名・学籍番号などのほか、個人を特定する記述を削除したうえで、第6条により行うこととする。
- 3 公開期間は、掲載日の属する年度の年度末とする。ただし、法令の改正、本校の事業変更等により回答が現状にそぐわなくなった場合は、修正または削除することがある。

(個人情報の取り扱い)

第6条 意見箱で取得した個人情報については「和歌山工業高等専門学校個人情報管理規則」に準じて適切に取り扱うこととする。

(著作権等)

第7条 意見箱に含まれるコンテンツ及び発信する個々の情報等(文章など)に関する著作権その他の権利はすべて本校に帰属する。

- 2 意見箱の利用者(投書者を含むが、これに限られない。以下「利用者」という。)は、意見箱に含まれる内容について、著作権法その他の法律により認められる場合を除き、本校に無断で複製・転載等することはできない。
- 3 投書者が投書した意見・要望等に係る著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)その他の権利は、投書の際に「公開可能」の旨を表明しなかった場合を除き、投書者が当該情報を投書(送信)した時点で本校にすべて譲渡されるものとし、投書者は、提供情報および内容の利用に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

(免責事項)

第8条 意見箱内の内容(回答を含む。)については細心の注意を払って掲載するよう管理するが、その内容の正確性、完全性、有用性については、本校が保証するものではなく、利用者は利用者自身の責任において判断の上、利用するものとする。

- 2 意見箱を利用又は信用することで利用者又は第三者に生じた直接・間接的な損害について、本校は一切責任を負わないものとする。
- 3 本校は、意見箱のアドレス(URL)および記載情報を予告なく変更または更新することがある。
- 4 本校は、予告なく意見箱の運用方針の変更や運用方法の見直しまたは中止をする場合がある。
- 5 本校は、意見箱の利用者自身の決断を最優先するが、利用者の行動に対して一切の責任を負わないものとする。
- 6 利用者の決断・行動等は自己責任の範囲で行うものとし、本校に対して一切の責任を求めるとはできない。

- 7 本校は、意見箱サイトに掲載された内容の転送または使用に対して、一切の責任を負わないものとする。
- 8 投書者は、意見箱に投書した内容等の管理について投書者自身の責任で行うものとし、保管した情報に関して生じた損害については、本校は一切の責任を負わないものとする。
- 9 本校は、意見箱に投書された内容に関し、その正確性、完全性、有用性等について保証せず、またいかなる責任を負わないものとする。

(雑則)

第9条 この運用方針に定めるもののほか、必要な事項はリスク管理室が定める。

附 則

この要項は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年2月17日から施行する。